第 251 回 奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日　　時　令和 7 年 9 月 25 日(木) 午前 9 時 00 分～ 午前 10 時 00 分

2. 場　　所　横田庁舎 大会議室

3. 出席委員 (30名)

1番 恩田 洋一	3番 藤原 寿成	5番 岩田 孝史	7番 永濱 孝之
8番 安部 治美	10番 高橋 正敏	11番 藤原 克己	12番 和久利 勝
14番 和久利 健	15番 立石 覚	16番 大坂 茂	17番 安部 傭造
18番 金倉 弘美	19番 藤井 卓	20番 八澤 幹夫	21番 森合 健一
22番 藤原 昭則	25番 石原 宏二	28番 藤原 修	29番 藤原 功
31番 白名 貴美子	33番 新田 昭喜	35番 浅野 保男	36番 川西 雄二
37番 小池 俊彦	38番 堀尾 敏久	40番 安部 秀男	41番 梅木 達也
42番 松島 昭夫	43番 原田 二朗		

4. 事務局又は説明者

農業委員会　会計年度任用職員　佐藤　のぞみ

5. 欠席委員 (6名)

2番	石原 隆幸	4番	藤原 康正	6番	古田川 光彦	9番	石原 博
13番	石原 敬士	23番	渡部 雅一	24番	佐藤 昌利	26番	賀元 亨
30番	山田 幸則	32番	嵐谷 行徳	34番	卜藏 秀夫	39番	大塚 真人

6. 議事日程

日程第１号　議事録署名委員の指名

日程第２号　報告第１号　農地法第１８条第６項の規定による届出について

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について

議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請について

議案第３号　農地利用集積等促進計画の承認について (一括契約)

その他

7. 議事

発信者	議事要旨
議長	おはようございます。 さて、今年3月末までに取りまとめました地域計画目標地図ですが、約19,000地区で作成され、政府は6月にその分析と検証の結果を明らかにしています。現況地図にほぼ近い目標地図が45%、将来の地図不明が43%、多くの地域で、農地の適正利用まで話し合いができなかったことが判明。これを踏まえ、農水省は目標地図の更なる協議に向けて、農業委員会が主体的に活動できるよう、具体的な役割などを改めて明確化する通知を9月末に農業委員会会長宛てに発出するとなっています。 通知には、農地の出し手と受け手の意向と把握を十分に行い、意向を踏まえた現況地図を協議の場での意見交換に活用すること、より多くの関係者に協議の参加を促すための声がけなどを積極的に実施するなどとなっています。こういう文書が来ると思っております。今後皆様には、地域計画の更なる協議に向けた話し合いに参加いただくことがあるかと思います。その時にはご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。 それでは総会に入らせていただきます。座ってさせていただきます。 それではただいまより、第251回奥出雲町農業委員会を開催いたします。 議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会規則第8条の定めにより、本日の出席者の報告をいたします。本日の欠席者は、2番　石原委員、4番　藤原委員、6番　古田川委員、9番　石原委員13番　石原委員、出席者は18名中13名。よって過半数に達しており、本日の総会は成立いたします。なお推進委員の出席者は、24名中17名でございます。 次に奥出雲町農業委員会規則第25条第3項の定めにより、議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名者は、17番安部委員、1番恩田委員にお願いいたします。 本日上程いたします議題は報告第1号を日程1とし順次上程いたします。ご審議よろしくお願いいたします。それでは議事に入らせていただきます。 報告第1号　農地法第18条第6項の規定による届け出について、を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	1ページをご覧ください。 報告第1号、農地法第18条第6項の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する。令和7年9月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在　□□□□ほか6筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積896㎡ほかで合計10，347㎡。賃貸人氏名　公益財団法人　しまね農業振興公社、住所　松江市黒田町432番地1。賃借人氏名　△△△△、住所　■■■■番地。解約届出日　解約成立日、土地引渡時期いずれも、令和7年9月18日。解約の理由　双方の合意による。 1ページから2ページにかけてご覧ください。 番号2、農地の所在　□□□□ほか6筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積896㎡ほかで合計10，347㎡。賃貸人氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。賃借人氏名　公益財団法人　しまね農業振興公社、住所　松江市黒田町432番地1。解約届出日、解約成立日、土地引渡時期いずれも、令和7年9月18日。解約の理由　双方の合意による。 以上です。
議長	事務局説明が終わりました。報告事項でございますので質疑、承認等は行いません。 次に、議案第1号農地証明交付申請の承認について、を上程いたします。 事務局、説明をお願いします。
事務局	3ページをご覧ください。

事務局	議案第1号、農地法 第2条第1項の規定により、下記農地の非農地証明申請があったので、意見を求める。令和7年9月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在、□□□□番ほか1筆。地目は登記簿が田、現況は原野と山林。面積は合計787㎡。権利種別、非農地証明。所有者氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地。非農地の事由 昭和40年頃から、耕作不便のため耕作を放棄した。現在、原野化、山林化している。 現地調査につきましては、9月8日に◎◎◎◎地区の農業委員、推進委員の方3名で実施しました。資料1に地図を載せておりますので、ご覧ください。 現地の状況につきましては、 ・□□□□番は、大人の背丈以上の笹が一面に生えており、入口より先が見えませんでした。 ・○●○●番は、道はついていましたが、大木や笹が生えていたため、先に踏み入ることができませんでした。 どちらの申請地も、草木が茂っており、農地としての再生は困難と判断いたしました。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。 番号1について補足説明を41番梅木委員お願いします。
41番	41番梅木が補足説明をさせていただきます。9月8日に現地の方を見に、藤原委員、松島委員、私とそれから事務局の石原さんということで行きました。今事務局の方から説明があったとおりでして、3人の共有の見方として、非農地やむを得ないだろうという結果でございます。現地の方、以前こちらの方へ通ずる細い道があったようですけれども、その道も今はもう山林化していまして行くようなことができないということで、やむを得ないということでございます。以上でございます。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって番号1について承認することに決しました。 次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を上程いたします。 事務局説明をお願いいたします。
事務局	4ページをご覧ください。 議案第2号、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので、審議を求める。令和7年9月25日提出、奥出雲町農業委員会 会長。 番号1、農地の所在、□□□□番、1筆。地目は、登記簿/現況ともに畑。面積193㎡。権利種別 3条無償移転。譲渡人 氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地。経営面積は、ご覧のとおりです。申請事由は所有権の移転。譲受人 氏名 △△△△、住所 ■■■■番地。権利取得後の経営面積は 80aです。資料2に地図を載せておりますので、ご覧ください。 番号2、農地の所在、□□□□番ほか7筆。地目は、登記簿/現況ともに田と畑。面積は合計7,103㎡。権利種別 3条無償移転。譲渡人 氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地。経営面積は、ご覧のとおりです。申請事由は所有権の移転。譲受人 氏名 △△△△、住所 ■■■■番地。権利取得後の経営面積は71aです。資料3に地図を載せておりますので、ご覧ください。

事務局	5ページをご覧ください。 番号3、農地の所在、□□□□番、1筆。地目は、登記簿/現況ともに畑。面積119㎡。権利種別　3条有償移転。譲渡人　氏名　氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。経営面積は、ご覧のとおりです。申請事由は所有権の移転。対価総額　◇◇◇◇円。譲受人　氏名　△△△△、住所　■■■■番地。権利取得後の経営面積は113aです。資料4に地図を載せておりますので、ご覧ください。 番号4、農地の所在、□□□□番ほか6筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積は合計10,347㎡。権利種別　3条有償移転。譲渡人　氏名　氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。経営面積は、ご覧のとおりです。申請事由は所有権の移転。対価総額　◇◇◇◇円。譲受人　氏名　△△△△、住所　■■■■番地。権利取得後の経営面積は370aです。資料5に地図を載せておりますので、ご覧ください。 この案件につきましては、周辺地域の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、権利取得後において行う耕作など、事業に必要な農作業に従事すると見込まれます。従って、農地法第3条第2項の不許可要件各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました、続いて補足説明に入ります。 議案第2号、番号1について22番藤原委員お願いします。
22番	番号1について22番藤原が補足説明させていただきます。この場所に関しては、●■●■より上流400m ぐらい上がったところの道路端でございます。譲渡人の○○○○さんと譲受人の△△△△さんは分家本家の関係でございます。分家本家で別れた時点で、○○○○さんところの家の横にあった畑、これ○○○○さんのお父さん時代ですけれども、そこを△△△△さんが管理をされたと、ずっとそこを畑で作っておられたというようないきさつがございます。○○○○さんのお父さんであります△▼△▼さんがお亡くなりになられまして、○○○○さんが相続をされる時に、△△△△さんが管理しておられる○○○○さんのところの土地をそのまま継続して無償で作ってください、というお話がどうも成立したということを聞いております。 それで現状は、畑としてずっと昔から△△△△さんが耕作しております。一部ハウスが建っておりますが、今後も同様に管理をしていただけるものと思っておりますので、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって番号1について承認することに決しました。 次に番号2について、補足説明を10番高橋委員お願いします。
10番	番号2番について10番高橋が補足説明をさせていただきます。 ○○○○さんと△△△△さんは親子関係でございまして、この度所有権の移転がなされました。特に問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。

議長	（なしの声） 承認することに異議ございませんか。 （はいの声） 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって番号2について承認することに決しました。 次に番号3と4につきましては、出し手が○○○○さんということで補足説明を続けてお願いをいたします。8番安部委員お願いします。
8番	はい。おはようございます。それでは3と4につきまして補足説明をさせていただきますが、一番最初に報告事項がございましたけれども、今まではまず田の方ですけども、○○○さんと△△△△さんとの貸し借りが結ばれていたんですけども、今回ですね、それを解消して有償移転をしたいということでございまして。ご覧のとおり、○○○○さん▲▲歳ということで、高齢になられておりますし、近年ですね、体を壊されまして、後の家族の継続をするような人もいないということでですね、この際考えた末ですね、有償の移転をしたいということでございまして。まず畑の方は資料4の方にございますように、◇◆◇◆さんの隣にある畑でございまして、そこをですね、有償移転をしたい。そして資料5の方にございますけども、少しあちこち点在しておりますけども、田がございます。これもあわせてですね、△△△△さんの方に改めて有償移転をしたい、ということでございます。、◇◆◇◆さん、△△△△さんとともに熱心にですね、農業される方でございますので、問題はないかなというふうに思います。よろしくお願いをいたします。以上です。
議長	補足説明は終わりました。 番号3、番号4について、一括質疑承認してよろしいでしょうか。 （はいの声） 質疑ございませんか。 （なしの声） 承認することに異議ございませんか。 （はいの声） 番号3、番号4について承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって番号3、番号4について承認することに決しました。 次に、議案第3号　農用地利用集積等促進計画案に関する意見について(一括契約)を上程いたします。 事務局説明をお願いします。
事務局	6ページをご覧ください。 議案第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農地利用集積等促進計画案について、意見を求める。令和7年9月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地は、□□□□地内1筆。面積2，189㎡。権利種別　機構法使用貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　○○○○、住所　▲▲▲▲番。貸借権の設定を受ける者　農事組合法人　△△△△。以下は、ご覧のとおりです。 番号2、農地は、□□□□地内1筆。面積1,439㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。貸借権の設定を受ける者　△△△△、住所　■■■■番地。10a あたりの賃借料は、玄米◇◇◇◇kg。以下は、ご覧のとおりです。 番号3、農地は、□□□□地内2筆。面積は合計2,105㎡。権利種別　機構法使用貸借。　内容　新規。貸借権を設定する者　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。貸借権の設定を受ける者　△△△△、住所　■■■■番地。以下は、ご覧のとおりです。

事務局	7ページをご覧ください。 番号4、農地は、□□□□地内2筆。面積は合計8，873㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。貸借権の設定を受ける者　農事組合法人　△△△△。10aあたりの賃借料は◇◇◇◇円。以下は、ご覧のとおりです。 番号5と番号6は、受け手が同じです。貸借権の設定を受ける者　△△△△、住所　■■■■番地。 番号5、農地は、□□□□地内2筆。面積は合計6，724㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。10aあたりの賃借料は◇◇◇◇円。以下は、ご覧のとおりです。 番号6、農地は、□□□□地内1筆。面積3，071㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。10aあたりの賃借料は、◇◇◇◇円。以下は、ご覧のとおりです。 8ページをご覧ください。 番号7と番号8は、受け手が同じです。貸借権の設定を受ける者　△△△△株式会社、住所　■■■■。 番号7、農地は、□□□□地内1筆。面積2，013㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権の設定をする者　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。10aあたりの賃借料は、◇◇◇◇円。以下は、ご覧のとおりです。 番号8、農地は、□□□□地内1筆。面積4，804㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権の設定をする者　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。10aあたりの賃借料は、◇◇◇◇円。以下は、ご覧のとおりです。 8ページから9ページにかけてご覧ください。 番号9、農地は、□□□□地内11筆。面積は合計15，231㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　○○○○、住所　▲▲▲▲番地在住。貸借権の設定を受ける者　△△△△、住所　■■■■番地。10aあたりの賃借料は玄米◇◇◇◇kg。以下は、ご覧のとおりです。 以上の案件につきましては、貸借権の設定を受けようとする者について、農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第5項第2号及び第3号に規定する要件、 ・耕作などの事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して、耕作等の事業を行う と認められること。 ・耕作などの事業に必要な農作業に常時従事する と認められること。 の要件を満たしているかどうかを確認した上で、機構に本農業委員会の意見を提出するようになります。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号1から補足説明に入ります。番号1の補足説明を28番藤原委員お願いします。
28番	番号1につきまして28番藤原が説明をいたします。○○○○さんの方、●▲●△自治会の方でございまして、農地の方は家のすぐ横の方にある農地でして。自己保全で何か管理をすると最初は言っておられましたが、この度△△△△さんと契約を結ばれて、そばの栽培を行うと聞いており

28番	ます。何ら問題ないと思います。ご審議をお願いします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって番号1について承認することに決しました。 次に番号2について補足説明に入ります。補足説明は16番大坂委員。
16番	番号2について、16番大坂が補足説明をさせていただきます。まず初めに、○○○○さん、△△△△さん、親戚関係にございます。場所でございますが、■▲■▲の前から300mぐらい◎◎◎◎方面へ行かれますと▼▼▼▼の十字路がございます。信号がついております。左へ100m 行ったところが今申請が出ている圃場でございます。その隣に△△△△さんの自宅がございます。◇◇◇◇さん、熱心な農業者でして水路の管理、草刈り等熱心に農業をしておられます。問題ないと考えますので、ご審議の方よろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって番号2について承認することに決しました。 次に番号3について、補足説明を31番白名委員お願いいたします。
31番	31番白名が3番について補足説明をさせていただきます。場所は◆◇◆◇から○▼○▼農道を□▼□▼方面に2㎞の○●○●から△▼△▼方面に100m 先の道路沿いの圃場です。△△△△さんは熱心に農業をしておられ、十分な管理をしておられ問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって番号3について承認することに決しました。 次に番号4について、補足説明を37番小池委員お願いします。
37番	37番小池です。○○○○さんの圃場ですけどもこれは□■□■地内にありまして、法人▲◎▲◎さんが今回借りるということで何ら問題ないと思いますのでご審議のほどよろしくお願いします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。

議長	（なしの声） 承認することに異議ございませんか。 （はいの声） 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって番号4について承認することに決しました。 次に番号5、番号6につきましては受け手が同一でございますので、続けて補足説明をお願いいたします。ただ、9番石原委員、39番大塚委員、欠席でございますので、事務局の方から補足説明をさせていただきます。
事務局	はい。番号5と番号6の補足説明について、本日担当委員さんがご欠席のため、事前にうかがっておりますので、事務局よりご報告させていただきます。番号5と番号6とも場所は◎◎◎◎地内の、○○○○さん本宅近くの裏山にある■▲■▲団地の□▲□▲になり、現在、△△△△さんがサツマイモの作付をされている畑です。継続的に作付をされている畑で、防護柵を設置するなど害獣対策もされており、畑の管理をしっかりとされておられます。何ら問題はないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。 5番、6番について、一括質疑承認することに異議ございませんか。 （はいの声） 5番、6番について質疑ございませんか。 （なしの声） 承認することに異議ございませんか。 （はいの声） 5番、6番について承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって番号5、番号6について承認することに決しました。 次に番号7、番号8については、受け手は同一の会社でございますので補足説明を続けてお願いいたします。41番、梅木委員お願いします。
41番	41番、梅木が説明させていただきます。この農地につきましては開パイでございます。□□□□番、●●●●番、こちら隣り合わせの一帯の土地になっております。それで受け手ですけれども、△△△△株式会社代表●□●□さんということで、この●□●□さんにつきましては□▼□▼の方の、■▽■▽の方の方です。△◇△◇の方で◇◆◇◆を経営しているということと、それに合わせて農業コンサルタント事業というのをやってまして、JA しまねの方にですね、経営コンサルということで入っておられる。その関係で□▼□▼の方にも一応農地をですね、今回買って、樹園地ということになってますけれども、開パイを利用して山椒を植えるということの事業で、まあ山椒が儲かるということらしいですけれども、それで JA のコンサルタントということで◎◎◎◎の方でコンサルとして山椒を植えてらっしゃるということです。個人としても、山椒を植えたいということで今回申請がありました。かなり深い関係でJAの方と関わりがあるようですので、信頼のおけるということで聞いております。以上でございます。
議長	補足説明が終わりました。 7番、8番の補足説明が終わりました。7番、8番一括質疑承認することに異議ございませんか。 （はいの声） 7番、8番質疑ございませんか。 （なしの声） 7番、8番承認することに異議ございませんか。 （はいの声） 7番、8番ついて承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

議長	挙手全員、よって番号7、番号8について承認することに決しました。 次に番号9について補足説明に入ります、41番、梅木委員お願いいたします。
41番	41番、梅木が説明させていただきます。今回新規なっていますけれども、既に以前から相対ということで△△△△さんの方で耕作しておられまして何も問題はないと思います。以上です。
議長	9番、補足説明が終わりました。続いて質疑に入りたいと思いますが、質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって番号9について承認することに決しました。 以上で今日の案件を終わりますが、先ほど○○○○さんの案件で△△△△株式会社ということで山椒の植樹という話が出ております。ちょっと○○○○さん本人から詳しく。この案件承認しておりますこれは議題から外していただいて補足説明じゃないというところで。
○○番	ちょっと説明だけさせていただきたいと思います。この●□●□さんから、雲南市でどうも山椒を植えておられるというふうなことで、この奥出雲町でもやったらどうなんかなというふうなお話をいただいておりまして。たまたま私の開パイ地がありましたので、ここを使ってもらったらいいですよ、というふうなお話を進めております。その中でその団地は◇△◇△の11団地ということで、■▼■▼の向かい側の開パイ地となります。本人さん曰く、ここの団地を全面的に山椒を植えていきたいと、でその山椒でできたらこの地域で地域おこしができたらなというふうな夢も描いておられます。今後は町の小学校等も使って、奥出雲の和牛、こういうもので、しゃぶしゃぶの料理を出したらというふうな気持ちでおられますので、今後とも一つよろしくお願いいたします。以上でございます
議長	はい。ありがとうございました。何かこの山椒のことで聞きたいことがございますか。 山椒は青いときに収穫するやつですか。
○○番	実山椒で、まあ時期によってこの味が違うらしいです。その時その時によって今は海外でどうも作ったりとかいうふうなこともあるそうですけども、かなり海外から日本に入ってるというふうなことで日本から海外にも出していきたいというふうなことでもあります。ありがとうございます。
43番	よろしいですか。
議長	はいどうぞ。
43番	○○○○さんの補足説明で。すみません。法人□□□□の原田でございます。 この●□●□コンサルタントさんに2，3年前にうちの事務所に来られまして、いろいろアドバイスをいただいたわけでして。その時に米だけじゃないよ、そばだけじゃないよ、という話から、実は僕は△◇△◇の方で山椒を植えたり、柴栗を、◎○◎○の柴栗ですね、植えて実際にやっぱり経営をしながら販売もし、飲食店を経営して、そこで皆さんに食べてもらってるんだと。ぜひ山椒をやったらどうかという提案が3年前にありまして。ちょうどうちのとこはもう開パイにそばを植えていたんですが、朝顔とか雑草とかもう一緒に刈ることができなくて、どうしようかな、というちょうどいいタイミン

43番	グでそれなら山椒をやってみるかと。昨年、ちょうど30本、一年性の苗を植え付けしました。ただ草刈りが非常に大変で、ものになるのは植えてから4年から5年ということです。ちなみに●□●□さんは今年、○○○○さんの開パイに450本、山椒を植えています。私のところは今年は100本植えまして、あわせて今570本ぐらい、600本まではいきませんけれども。 実際、雲南市が■◇■◇という会社ができておりまして、建築会社の方とかで合同で立ち上げた山椒の会社でございます。■◇■◇というところです。そこはもう水田に転作の条件として山椒を植えると。しかし雨のために排水が悪い田が多いんですね。したがって根が腐れて、山椒の根は浅いものですから、もうだいぶん枯れてしまうというところで、山椒に一番適しているのが開パイなんです。水はけがいいし、傾斜があるから当然水も溜まらない。自分も●□●□さん本人も、水田よりも開パイをぜひ進めていったらどうかという強い気持ちで。 うちの法人□□□□も今130本、また来年100本近く植えたいです。ただ、苗が高くてですね、1本税込み2,000円はします。この秋に頼んでおかないと来年の春、3月4月に植え付けしますが、間に合わないということで、なかなか難しい扱いの数でございます。ただ山椒は生で取ってもいいし、それを乾燥させる、JA にそういう乾燥施設がありますが、その2通りができる。ただ一番困難なのは、田植後いわゆる5月の終わりから6月の頭、1週間から2週間の間に取ると。そうしないといいものが取れない。ほっといて手が空いてからやりましょうという、まあ自家栽培や自然に生えたやつを手前で使っている分ならいいですけども、商品にするにはこの期間間に皆さんの手を借りて、とにかく取ると。さあどうしようかなというのが今からの課題です。まあ4、5年先ですので、それまでに機械化が進めばどうかなというところで、うちも開パイの利用ということで今年もそばが刈れない畑が結構あるんですわ。そういうのはもう頭から山椒を植えるということで。除草するのもモアーを使ってしっかり除草しながら山椒を何とか育てていきたいな、と思っております。ありがとうございます。
議長	もう一つ聞かせてください。獣や鳥の害は。
43番	イノシシは山椒の匂いは嫌いなんです。しかし一年性はまだ匂いがしません。葉っぱを触れば山椒の匂いがするけれども、イノシシが嫌うほどになるには3年から4年ということです。
議長	鳥は大丈夫ですか。
43番	鳥はまずないです。ただいけないのはシカだけです。柔らかい木、皮を食べるんです。だから匂いとかいうより柔らかい皮を食べるのでシカが多いとこだと困るなと。で対策もなかなかえらいですので。まあ、害獣対策は今から必要だな、と思っております。
議長	わかりました。ありがとうございました。参考になりました。ご教授ありがとうございます。 そういたしますと、本日の定例会は終了させていただきます。あと事務局の方からその他ありましたらお願いいたします。
事務局	(事務局より事務連絡) (1)8/26 世界農業遺産の認定について(谷山室長より説明) (2)視察研修の出欠について (3)10/16　島根県農業委員会研修大会について
議長	ありがとうございました。 次回の総会でございますが、10月24日(金)b9時から当会場で行います。 よろしくお願いします。それでは気をつけてお帰りください。